

プレスリリース [2021年6月3日]

【飲食事業者応援事業】デリバリー・テイクアウト支援給付金の 事業実施期間の延長について

市は、新型コロナウイルス感染症等の影響で厳しい経営状況が続く市内飲食事業者を支援するとともに、「新しい生活様式」の実践例である「食事のデリバリー・テイクアウト」を促進するため、対象事業実施期間中にデリバリー又はテイクアウトを実施している市内の飲食事業者に対し、実施に係る経費として一律5万円を給付しています。

このたび、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が、2021年6月20日(日)まで延長されたことを受け、市内飲食事業者のデリバリー・テイクアウトの実施機会を確保するため、「町田市デリバリー・テイクアウト支援給付金」の事業実施期間を2か月間延長します。

■ 期間の延長

	変更前	変更後
事業実施期間	5月1日(土)～6月30日(水)	5月1日(土)～ <u>8月31日(火)</u>
申請期間	5月6日(木)～7月30日(金)	5月6日(木)～ <u>9月30日(木)</u>

■ 給付対象者(下線部変更)

中小企業者のうち、以下の要件をすべて満たす飲食事業者

- ①町田市内に事業所(店舗)を有すること
- ②町田市内の事業所(店舗)において、
飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けていること
- ③町田市内の事業所(店舗)内に、飲食スペースを有すること
- ④2021年5月1日から8月31日の間に町田市内の事業所(店舗)において、
飲食物のデリバリー又はテイクアウトを実施していること
(緊急事態宣言発令等に伴い休業している場合は、以前からデリバリー又はテイクアウトを実施していること)
- ⑤町田市内の事業所(店舗)において、今後もデリバリー又はテイクアウトを
継続して実施する意思があること
- ⑥市税を完納していること又は市税の徴収猶予の許可を受けていること

■ 本件に関するお問い合わせ先

經濟觀光部産業政策課 課長 増山 TEL 042-724-3296